

# 「井戸裁判」高裁判決！ 地下水汲み上げの中止を求める 摂津市側の主張が認められず！

## 環境を悪くしてのコスト削減は許されない！ 安心してらせる地域を目指して共に闘おう！

7月12日、大阪高裁は、JR東海会社が鳥飼車両基地内にある5%の茨木市の土地で井戸の掘削工事を強引に進めていることに対して、工事の中止を認めない判決を下しました。

昨年、1審の大阪地裁は、原告・摂津市の訴えを全面的に退けましたが大阪高裁は、JR東海会社が摂津市と交わした「地下水の汲み上げをしない」とする協定は有効であり、茨木市エリアにも適用されることを認めました。しかし、「将来、地盤沈下が起きる具体的な危険性は認められない」として掘削工事の中止を認めませんでした。

この間、摂津市の地域の皆さんは、裁判の傍聴や地域の安全を求める署名を取り組んできました。地本も、摂津市に暮らす組合員や家族の生活はもとより、地盤沈下の問題や基地周辺の安全を求めて会社に申し入れをしてきました。

今回の大阪高裁判決は、地盤沈下の可能性を否定していますが地下水を汲み上げることで絶対に地盤沈下が起こらないとは断言出来ません。地域の住民の訴えを無視し地下水の汲み上げを強行することは、地域住民の安心して暮らす生活権を脅かすものです。また、そこで働く社員の安全をも脅かすものです。

原告の摂津市は、市民の安心安全を守るために上告することを明らかにしています。

私たちは高裁判決を認めず、今後も安全、安心してらせる地域を目指して、地域の皆さんと共に闘っていきます。